

東海の古代

第187号 2016年03月

会長 : 竹内 強 副会長・発行 : 林 伸禧
 編集 : 石田敬一 投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp
 HP : http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

欠史八代の天皇家を 継いだ蘇我氏

一宮市 竹嶋正雄

1. はじめに

蘇我氏は「謎の豪族」と言われている。それは出自がはっきりしないばかりか、宣化元(536)年2月に突如、蘇我稲目宿禰が大臣に就き、乙巳の変(645年)で蝦夷、入鹿親子が討たれ本家が滅び、その後を継いだ枝氏の倉麻呂臣家も壬申の乱(672年)で近江朝側に加担し赤兄、果安兄弟が流罪となり衰退していった。つまり、6C前半中葉～7C後半中葉の約150年を6～7代で駆け抜けていった氏族であるからである。しかし、推古32年に蘇我大臣蝦夷が葛城県を封県とする申請を手掛かりに推考してみた。

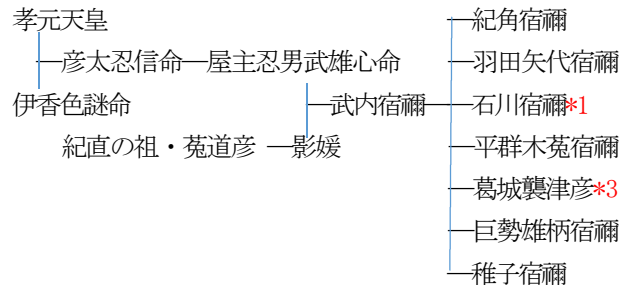
参考資料に小学館日本古典文学全集『日本書紀』①、②、③及び角川文庫『新訂古事記』を使用した。

2. 蘇我氏の系譜

蘇我氏の系譜を『日本書紀』から作成した。

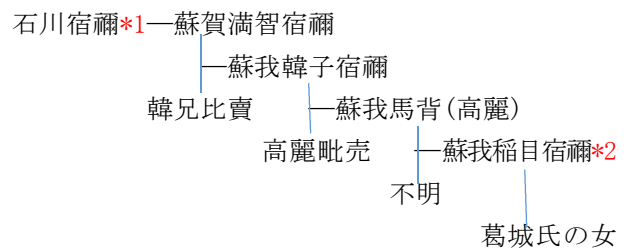
(1) 武内宿禰の系譜

武内宿禰の子は孝元記には男7名、女2名とあるが、『書紀』には具体的表現はない。孝元記を参考にした『書紀』の系譜は次のようである。

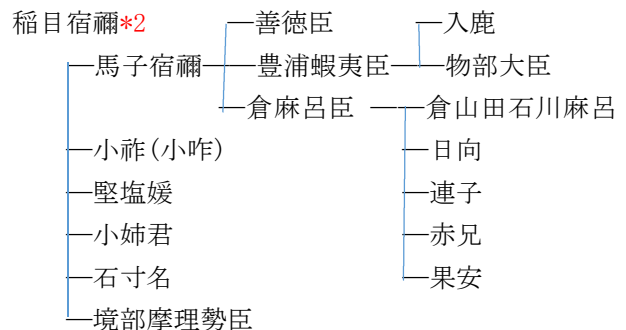


(2) 蘇我氏の系譜

① 石川宿禰から稲目宿禰までの系譜



② 稲目宿禰以後の系譜



3. 葛城氏と蘇我氏

(1) 武内宿禰

武内宿禰は孝元天皇の曾孫(孝元記では孫)である。筆者拙稿の「欠史八代の天皇と葛城氏」

(「東海の古代」第170号)で著したように孝元天皇は葛城政権の長で、その在位は4C前期である。また武内宿禰は「成務紀3年正月の条に大臣になる」とあり、この成務天皇は『記』に「乙卯の年3月15日崩りたまひき。」とあり、その乙卯年は355年であるので武内宿禰は4C前期後半から末に活躍した葛城の人と考える。

(2) 石川宿禰から稲目宿禰

石川宿禰は武内宿禰の子で、『書紀』の応神3年の条に「兄弟の紀角宿禰らと共に百済に往き辰斯王を殺し阿花王を立てた」とあり、この記事は百済本記の壬辰(392)年の条に対応するので石川宿禰は4C末から5C前期前半の人と考える。

満智宿禰は『書紀』の履中2年10月の条に「叔父の平群木菟宿禰らと共に国事を執った」とある。この国事とは『古語拾遺』(807年齋部広成編纂)に「蘇我麻智宿禰をして三蔵<斎蔵・内蔵・大蔵>を檢校しめ」とある三蔵の管理である。しかし、斎蔵は神武朝に、内蔵は履中朝に、大蔵は雄略朝に建てられたとされており、また実管理者の内蔵氏・大蔵氏は直姓に実在するが斎蔵氏は存在しないので、満智宿禰の国事は内蔵の管理だけである。つまり、満智宿禰は5C前期後半の人と考える。

韓子宿禰は『書紀』の雄略9(465)年3月の条に紀小弓宿禰、大伴談連、小鹿火宿禰等と共に新羅征討に派遣されたが、紀小弓宿禰が病死した後やって来た小弓宿禰の子・大磐宿禰に殺された。即ち、韓子宿禰は5C中ごろの人となる。

馬背宿禰は『書紀』にはなく、『紀氏家牒』に「韓子宿禰の男、蘇我馬背宿禰(亦高麗宿禰と曰う)また稲目宿禰は馬背宿禰の子」とあり、『公卿補任』(選者、成立不明)に韓子宿禰は「高麗の父」とあるだけである。つまり、馬背宿禰は父の韓子の死んだ465年から子の稲目が大臣に就いた536年の間の人となる。

しかし、この間が71年と馬背宿禰一人の代としては長く、もう一人居たと推測する。それは馬背の別名とされる高麗宿禰と考える。そして彼を馬背の前に入れる。よって、高麗宿禰は5C後期で、馬背宿禰は5C末から6C初期の人と

考える。

稲目宿禰は『書紀』の宣化元(536)年に大臣に就任し、次の欽明朝でも大臣を務め、欽明31(570)年に薨じている。稲目宿禰は6C中期の人である。

(3) 蘇我氏の出自を考える

① 蘇我氏の本貫地

以上見てきたように、蘇我氏は葛城朝の孝元天皇から始まり武内宿禰を祖として、石川宿禰—満智宿禰—韓子宿禰—高麗宿禰—馬背宿禰—稲目宿禰と続いた。

石川宿禰を元とすることにより蘇我氏の本貫地は河内国石川郡とされている。この地は後の倉麻呂臣、倉山田石川麻呂の本拠地である。しかし、推古32(624)年10月の条に蝦夷大臣が「葛城県は、元^{もと}臣^{やつかれ}が本居なり。故、其の県に因りて姓名を為せり」と奏上したとある。これは蘇我一族に伝わる事で、この葛城県が本貫地である^{うちな}と考える。また、満智—韓子—高麗と半島に因んだと思われる名が意図的に並べられていることからして、石川宿禰から馬背宿禰までは蘇我稲目・馬子本宗家が滅んだ後に、枝氏の倉石川家が本宗家であるかのように創作した系譜であると考える。

② 葛城氏の系譜

葛城氏は欠史八代の葛城朝を受け継いだ由緒ある氏族であり、継いだのは葛城襲津彦で神功摂政5年に新羅へ派遣された記事がある。この内容は仲哀9年10月に倭国の人質になった新羅の奈勿王の子・未斯欣が襲津彦を欺いて母国へ逃げ帰り、襲津彦がその欺きに対する報復を行って還ったとするものである。『三国史記』新羅本紀は未斯欣が人質となった年を実聖元年壬寅(402)とし、逃げ帰った年を訥祇2年(418)としている。つまり、葛城襲津彦は5C初期の人であり、石川宿禰と同時期の人である。

允恭5年7月の条に「葛城襲津彦の孫・玉田宿禰」との記述がある。この条の内容は、反正天皇の殯に参列せず葛城で酒宴を催していた玉田宿禰を、尾張連吾襲が視察して嗜めたとするものである。処罰を恐れた玉田宿禰は吾襲を殺し武内宿禰の墓に逃げ込んだが、後に誅殺され

た。反正天皇崩御は『記』に「丁丑の年7月」とあり、この丁丑は437年であるので玉田宿禰は5C前期後半の人と考える。

襲津彦が玉田宿禰の祖父ならば父は誰かであるが、履中2年に蘇我満智宿禰と共に国事を執った人物の一人である円大使主と考える。この人は雄略天皇に眉輪王と共に殺された(456)葛城円大臣とされるが、円大臣は玉田宿禰の子であり、父より先に国事を執るとは不自然であるので円大使主≠円大臣と考える。つまり、円大使主は玉田宿禰の父であり5C前期中頃の人であり、円大臣は玉田宿禰の子で5C中頃の人である。葛城氏と蘇我氏系譜の対比は次のようである。

400 425 450 500 550

- 襲津彦*3—円大使主—玉田—円大臣
- 蘇我石川 —満智 —韓子—高麗—馬背—稻目

(4) 蘇我氏の台頭

① 蘇我稻目宿禰

蘇我氏の系譜は稻目の前までは不確かであるが、満智の頃に葛城の地から離れて現在の橿原市曾我町辺りに移ったと考えられる。ここには曾我玉作遺跡があり、5C後半から6C前半まで近畿政権が必要とした多種多様の玉類を一括・一貫して生産していた工房と考えられている。葛城氏から別れた蘇我氏の力は微力であったが、この工房を管理することで財力を蓄え、近畿政権内での発言力を増していったと考える。満智が三蔵を檢校したとの言い伝えがこれを示している。

また、蘇我氏は葛城円大臣の失脚により滅んだ葛城氏に代わって、葛城氏の持っていた水運権を担うに至り同族の紀氏や北近江の息長氏とも提携し増々力を蓄え、九州王朝との関わりも持ったと思われる。

それは、宣化元(536)年に大臣の地位に上った稻目宿禰が九州王朝で磐井君の後を継いだ欽明天皇(即位531年)より、欽明が近畿朝に入る前の538年に仏像を受けて安置した事で分かる。

稻目宿禰は近畿欽明朝で財政担当執政官を務め、欽明16(555)年吉備5郡に白猪屯倉を置き、翌(556)年児島郡にも屯倉を置くなど財力を蓄え、大伴氏・物部氏を抑え近畿政権のリーダー

になっていった。

② 蘇我馬子宿禰

馬子宿禰は敏達元(572)年に大臣に就任し、父稻目宿禰同様に財務執政官を務め、同4(575)年に提携豪族息長氏の真手王の娘・広姫を皇后にするなど近畿政権のリーダーを引き継いだ。その後、馬子宿禰は仏教の普及に務め、物部守屋や中臣勝海の妨害に会いながらも法興寺を起こした。

その仏教の普及状況は現在の飛鳥寺飛鳥大仏や法隆寺の釈迦三尊像光背銘などに見られるが、この三尊光背銘に「法興」元号と「上宮法皇」などの銘があり天皇を称していた事が伺え、更に崇峻5(592)年には崇峻天皇を弑殺するに至るなど、近畿政権を牛耳っていた。

③ 蘇我蝦夷臣

蘇我蝦夷は推古18(610)年10月に大伴咋連らと共に臣として朝廷の儀式に参列している。大臣としての記事は舒明天皇前紀の推古36(628)年9月の条に「蘇我蝦夷臣、大臣たり」であるが、父馬子大臣の薨去(推古30、法興32、622年)後、間もなくして大臣に就いたと考える。そして、推古32(624)年10月に、天皇に上奏した大臣は蝦夷である。

この時の奏上内容は「葛城県は元蘇我臣の本居である。それ故、その県に因んで姓名を付けています。是を以って願わくは永久にその県を賜り、蘇我臣の封建としたい」と言うものであった。つまり、蘇我氏は葛城氏出身であり、葛城王朝の末裔である。

この葛城王朝の末裔意識は馬子大臣の時に芽生え、蝦夷大臣により大きく育った。そのことは皇極元(642)年の「是の歳」の条に、「蘇我大臣蝦夷は蘇我氏の祖廟を葛城の高宮郷に立て、八佾の舞をした」とあることから分かる。

更に、「国中の民に併せ百八十部曲を徴発し、予め双墓を今来に造り、一つを大陵と謂い大臣の墓とし、もう一つ小陵と謂い入鹿臣の墓とした」とある。この双墓とは御所市にある水^{かきべ}泥塚穴古墳と水^{かきべ}泥南古墳である。この二つの古墳は蘇我川の上流域で、奈良盆地から吉野方面へ抜ける巨勢街道沿いにあり、まさに蘇我氏の本拠

地(うぶすな)である。

④蘇我入鹿

蘇我入鹿については皇極元(642)年正月15日の条に「蝦夷大臣の兄入鹿は自ら国政を執り、権勢は父に勝っていた」とあり、また同2年10月6日の条に「(蝦夷大臣が)私的に紫冠を子の入鹿に授けて、大臣の位に擬した」ともあり、父蝦夷と共に国政をほしいままにしていた。こうした奢りが乙巳の変に繋がることになった。

4. まとめ

蘇我氏は葛城氏より出て、葛城円大臣が雄略天皇に殺され、葛城氏が衰退した5C後期後半ころから財の蓄積を果たし、稲目宿禰から近畿政権での発言力を増した。

馬子宿禰はさらにリーダー意識を高め、自らを法皇・法王と称して蘇我王朝を立てた。そして、子の蝦夷、孫の入鹿に至っては、その言動が甚だしくなり、本居地の葛城に祖廟を建て、天子のみが行える八佾の舞を催し、寿蔵の双墓を造り大陵・小陵と称し、天皇墓に使う陵の名称を使っている。また、家を甘檜岡に並べて建て、上の宮門・谷の宮門と称した。

これらのことから蘇我氏は祖先の葛城王朝である欠史八代の天皇家を意識し、その継承者である事を宣言していたと考える。



1 はじめに

「中国史料による日本古代史」については、本誌184号(平成27年12月)で発表したが、記載漏れ、変換ミスなどがあり、かつ、「Ⅲ 参考事項」について大幅に手直しを予定している。

改訂版のうち、別冊「倭国等の年表・概況」の修正を終えたので発表する。

2 主たる訂正

(1) 琉求伝

『隋書』列伝第四六・東夷・琉求伝(以下、琉求伝という)を時系列に掲載すると、次のとおりである。

・大業元年(※605年)

海師¹何蠻²等 每春・秋二時 天清風静 東望依稀 似有煙霧之氣 亦 不知幾千里

・三年

煬帝 令羽騎尉³朱寬⁴ 入海求訪異俗
¹何蠻²言之 遂與³蠻⁴俱往 因到流求國
言不相通 掠一人而返

・明年

帝 復令⁵寬⁶ 慰撫之 流求不從
⁷寬⁸ 取其布甲而還
時 倭國使來朝 見之曰「此夷邪久國人所用也」
帝 遣武賁郎將⁹陳稜¹⁰
朝請大夫¹¹張鎮州¹² 率兵自義安浮海擊之
至高華嶼
又東行二日 至¹³■¹⁴鼈嶼¹⁵ ※■：鼈の辟→句
又一日便 至流求
初¹⁶ 稜¹⁷將 南方諸國人從軍 有崑崙人 頗解其語
遣人慰諭之 流求不從 拒逆官軍
¹⁸稜¹⁹ 擊走之 進至其都 頻戰皆敗 焚其宮室
虜其男女數千人 載軍實而還
自爾遂絕

(百納本二十四史『隋書』*1830頁)

※1 倭国：中華書局本は「倭」に校訂している。
2 氏名を「\」でくくった。

(2) 検討

列伝から、煬帝が武賁郎將陳稜及び朝請大夫張鎮州を琉求に派遣した時期は、大業4年と解釈できるが、帝紀(煬帝)では、次のとおり琉求に派遣されたのは大業6年としている。

六年 二月乙巳
武賁郎將¹陳稜²、朝請大夫³張鎮州⁴、
擊流求破之 獻俘萬七千口
頒賜百官

(百納本二十四史『隋書』41・42頁)

*1 百納本二十四史『隋書』：台湾商務印書館、中華民國26年1月、元大徳刊本

すなわち、列伝では大業4年としているが、帝紀では6年である。

また、陳稜については、列伝第二十九に次のとおり記述されている。

大業三年、拜武賁郎將

後三歲 與 朝請大夫 張鎮周、發東陽兵萬餘人
自義安汎海 擊流求國 月餘而至
流求人初見船艦 以為商旅 往往詣軍中貿易
稜、率衆登岸 遣 鎮周、爲先鋒
其主 歡斯渴刺兜、遣兵拒戰 鎮周、頻擊破之
稜、進至低沒檀洞 其小王 歡斯老模、率兵拒戰
稜、擊敗之 斬 老模、
其日霧雨晦冥 將士皆懼 稜、刑白馬以祭海神
既而開霽 分為五軍 趣其都邑
渴刺兜、率衆數千逆拒
稜、遣 鎮周、又先鋒擊走之
稜、乘勝逐北 至其柵 渴刺兜、背柵而陣
稜、盡銳擊之 從辰至未 苦鬪不息
渴刺兜、自以軍疲 引入柵
稜、遂填塹 攻破其柵 斬 渴刺兜、
獲其子 烏槌、虜男女數千 而歸
帝大悅 進 稜、位右光祿大夫 武賁如故
鎮周、金紫光祿大夫

(百納本二十四史『隋書』686・687頁)

陳稜は大業3年の3年後(6年)、琉求に派遣され、王子及び男女数千人を捕虜として帰国した。そして、煬帝から功により進級したとされている。

(3) 考察

帝紀及び陳稜伝の記事から、琉求遠征は大業6年のことである。これにより、琉求伝では、「6年」が省略されていると思われる。

また、中国史書は帝紀が中心で、列伝はこれを補完するものであることから、琉求派遣は6年が至当と考える。

なお、講談社学術文庫など、琉求国の注釈書(口語訳)^{*1}では、このことについて何も記述されていない。

3 『通典』『太平御覧』における該当記事

『隋書』琉求国伝では、3年・4年に既述されている事項が、『通典』琉求国伝では、次のとおり、1カ年にまとめて記述している。

(大業)三年

帝 令 羽騎尉 朱寬、入海求訪異俗
得 何蠻、遂與俱往 因到流求國
言不相通 掠一人
并 取其布甲而還
時 倭國使來朝 見之曰「此夷邪久國人所用也」

また、『太平御覧』も同様の記述である。

天氏、尾張氏の時代(7)

名古屋市 加藤勝美

18 東谷山をめぐる

前回、私は天火明の本拠、すなわち尾張氏の本拠の候補地のひとつとして、名古屋市守山区と瀬戸市の境界に聳える東谷山^{とうこくさん}を掲げた。標高200mほどしかない低山だが、頂上に登ると濃尾平野が一望の下に見渡せる。



私は尾張氏はすなわち天氏のことであると考えている。「先代旧事」は『古事記』や『日本書紀』よりもかなり前に成立し、したがって古伝承をより忠実に伝えていると考えられる。そ

*1 『倭国伝』(講談社学術文庫、藤堂明保他、173~185頁)及び『中国正史の古代日本記録』(いき一郎編訳、葦書房、198411月、89~95頁)では、帝紀については記述なし。『中国正史の古代日本記録』では「〈付〉『隋書』列伝二十九に陳稜伝があり、琉求征討に記す。(中華書局版一五一頁)」と述べている。

ここで、『古事記』や『日本書紀』よりも「先代旧事」独自の記述を重視して考えていきたい。

天氏は高天原を本拠とする部族であり、高天原は天火明の出身地でもある。高天原の検討なしに先に所論を進めるわけにはいかない。

前回、私は、高天原の条件として、海岸部から少し内陸部に入った地点で、かつ、天香具山が近くにあることとした。かつ、川原がある比較的大きな川が流れ、家々では鶏を飼って生活している典型的な里山であるとした。

そして、高天原の最有力候補地として、名古屋市守山区と瀬戸市の境界線上に聳える東谷山を掲げた。

まず、東谷山の位置を理解していただくために、地図を掲げておこう。名古屋市の東北端部の図であるが、その中でも最も東北端に東谷山は位置している。そのすぐ北を庄内川が流れ、西南方向に向かって流れ下る。つまり庄内川は広々とした濃尾平野を貫流している。東谷山の北や西の麓にかけては人々が生活する里山が広がっていた。内陸部、山、川、里山、すべての条件を東谷山周辺は具備している。

＜東谷山位置図＞



こんな条件なら、東谷山の麓でなくとも、奈良県の吉野山も備えている。ちょっと山中深すぎる気がするが、麓には吉野川が流れ、北部には大和盆地が拓けている。

が、大和で具合が悪いのは、もしもそこが天氏の本拠なら天降る必要など少しもないことになる。本拠地（高天原）そのものなら天降るといふ説話が意味をなさない。

東谷山山頂には、延喜式神名帳にその名が見

えるように、古来（平安期以前）から尾張戸社が営まれていた。そしてその祭神は、船で河内に天降り、大和に入ったと「先代旧事」に記されている、天火明命なのである。

以上から、高天原は東谷山を神山とした濃尾平野一帯を意味している、と即断したいところだが、結論はもう少し筆を進めてからにしよう。

19 天氏と尾張氏

先ず天火明命だが、同命が天氏一族であることを否定する人はいまい。「先代旧事」は、第五巻を「天孫本紀」とし、天照大御神が10種の神宝を与えて天火明を、天の磐船で、河内国の峰に天降らせたこと明記しているからである。その御子を天香語山命あまのかごやまのみことというが、天火明と共に、供奉して天降った32神の筆頭に記している。そして天香語山命を尾張氏の初世代（すなわち尾張氏の祖）と記している。つまり、天香語山が尾張氏の祖なら、天火明は高祖という扱いになるわけである。

しかし、ここに不審なことがある。実は、「先代旧事」は尾張氏の系図を記しながら、三代目まではすべて天氏を名乗っているのである。

初代 天香語山命
二代 天村雲命
三代 天忍人命

なぜだろう。「先代旧事」は、四代目を瀛津世襲命と名前だけ記し、尾張連等の祖と記している。以下、十三代目尾綱根命に至る10人はすべて名前を記すにとどめている。参考までに紹介すると、五代目建箇革命、六代目建田背命、七代目建諸偶命、八代目倭得玉彦命、九代目弟彦命、十代目淡夜別命、十一代目乎止與命、十二代目建稻種命、十三代目尾綱根命、である。

不思議な記し方である。天氏が使用不可になった事情でもあったのだろうか。天香語山命を尾張氏の祖というのであれば、四代目以下を名前だけにする必要は見あたらない。たとえば、四代目を尾張瀛津世襲命と姓付きで表記して一向に構わない筈である。

四代目から十三代目までの時期は尾張氏はいなかったわけではない。げんに、十一代目乎止與命は尾張大印岐の娘を娶ったと記しているのだ。また、姓を省略したと解釈するのも困難で

ある。初代～三代目は姓が記されており、十四代目以下もすべて姓が付けられている。すべて、紹介してみよう。

十四代目尾治弟彦連、十五代目尾治金連、十六代目尾治坂合連、十七代目尾治佐迷連、十八代目尾治乙訓與止連、となっている。

もともと、十三代目尾綱根命おわりのわらじの条に、十五代応神天皇の御世に尾綱根命は尾治連の姓を賜ったとあるから、姓が尾治と表記されていることに不審はない。尾治姓を賜ったと明記したのであるから、十四代目の尾治弟彦連を受けた十五代目は尾治金連と表記しなくとも、単に金連としそうなものである。どうも単純に姓を省略したのだと解釈し難い。天氏と尾張氏の間には何らかの事情が存在しているように思われてならないのである。

20 旧天王朝存在の可能性

私は前回までに、「先代旧事」に従う限り、天孫降臨が二度行われた筈はないことを強調した。天照大御神が王の証しとして10種の神宝を授け、天火明を大和に送り込んだ以上、たとえ天火明が死去することがあったとしても、別の孫（瓊々杵尊）を再度送り込む必要は考えにくい。天火明には降臨に付き従った天香語山という御子がいるのだから、なおさら再度降臨など考えにくい。しかも、瓊々杵尊にぎのみことは大和でなく、北九州に降臨しているのである。

大和に降臨した天火明の死去を受けて、その後釜に弟の瓊々杵尊を指名し、当時なら月世界のように極遠の地だった筈の日向に送り込んで何の利があろう。私には、「不可解」の一語しか思い浮かばない。

天火明が大和の一角（恐らく熊野辺り）に旧天王朝（何と呼んでいいかわからないが、仮にこう呼称しておこう。）を築いたと仮定すると、いかがであろう。

むろん、王朝と云って、在地の豪族がひしめく中で（たとえば河内王朝、三輪王朝、葛城王朝等々）目立たない王国に過ぎないだろうが・・・。

こういう仮定を導入すると、尾張氏の系図記載をめぐる前項の不審は氷解するのである。

先ず、天火明の跡を継いだ香語山に天という姓が冠せられているのは至極当然ということに

なる。天なる姓は三代目の天忍人命まで付いているので、最大限そこまで旧天王朝は続いていたことを示している。

では、四代目から十三代目に至る十代に姓が記されていない、なぜ名前だけなのか？むろん、そこからは明確に、神武に始まる新天王朝に取って代わられたと考えられる。血筋や王族が重んぜられたに相違ない古代にあって、由緒ある天なる姓は、神武一派にとって必要不可欠な王位の象徴だったに相違ない。

この間の消息は何の資・史料も存在しないので、断定的なことはいえない。そこで、論理のおもむく所に従って進むしかない。

ここで、展開は二様に別れる。第一は、神武がいきなり天香語山命に取って代わって天氏を名乗ったという場合である。が、この可能性は薄いと私は思う。少なくとも三代目の天忍人命まで天氏は続いているからである。

そこで、考えられるのは、神武の後の綏靖以降、幾代もかかって旧天王朝家と婚姻等を通じて新天王朝を名乗り確立していったのではないかと、という推移である。

一般に、新天王朝（大和王朝）は、初めから巨大な王国だったかのごとく思っている人がいるかも知れないが、もとよりそんな筈はないこと、前回までに述べてきたとおりでである。

大和王朝は、少なくとも十代崇神天皇に至るまでは、その版図は大和盆地に極限されていた。大和朝廷自身が記した『古事記』や『日本書紀』に目を通せば分かるように、四道將軍の派遣だの三韓征伐だの西征だの東征だのと超古代の記述は征服談に満ちている。少なくとも十代崇神天皇に至るまでわが国は、多くの国々が王朝を営む多元国家であったに相違ないのである。

さて、目下の問題に戻ろう。

旧天王朝から新天王朝への交代は、少なくとも、天氏を名乗るという大義名分においては、かなり後代まで続いたのではないかと、これが私の結論である。

それを示しているのが、名前だけしか記されていない四代目から十三代目に至る十代の真実ではないか。この間も名目上尾張氏は天氏を名乗っていた可能性があるのではないかと。そのことが推古天皇の時代（聖徳太子の時代）には伝わっていて、四代目から十三代目についてはあ

からさまに尾張の姓を冠して呼ぶことができなかつたのではないか。つまり、完全に臣下の家柄を示すに至る尾張姓に変更することは差し控えられた、と解することができる。

旧天氏が実質はもとより、名目上も臣下扱いとなるのは、十四代目の尾治弟彦連以降ということになる。

以上の解釈は、あるいは思い切りが良すぎる解釈かも知れない。だが、新天王朝に先立つ旧天王朝が存在したと考えたとき、自然に導き出されてきた結論である。

そうではなくて、「先代旧事」の系図記事が、尾張氏はあくまで、当初（天香語山命）から大和王朝の臣下であった、ということで説明がつくのであれば、私に異を唱える気はない。あくまで、私は真実が知りたいだけなのである。

残る問題は、尾張氏の原点たる本拠と発展である。これについては次回に回したい。

「観世音寺」創建をめぐる

安城市 山田 裕

はじめに

観世音寺は九州を代表する古寺で、福岡県太宰府市にあり、天台宗の寺院である。天智天皇の発願により造営され、奈良の東大寺、栃木の下野薬師寺とともに「天下三戒壇」の一つに数えられているが、創建年代は諸説が展開されており定着化していないのが現状である。

創建目的は天智天皇が母斉明天皇追福のためとするのが通説である。その理由は『続日本紀』和銅二年の「元明天皇の詔」にあり、天智天皇が斉明天皇のために誓願した観世音寺造営の遅れを早急に改善することを命じているからである。

ところが、『日本書紀』天智紀には、観世音寺に関する記述がないばかりか、斉明天皇のために菩提寺を造営したとする記述はない。

『日本書紀』・『続日本紀』両書間に明白な齟齬があるものの、歴史学会からの反応はみられないようである。

本論は「観世音寺」研究の第一人者である高倉洋彰氏の著書を中心に観世音寺の創建理由・創建時期について、現古田史学の会代表である古賀達也氏が積極的に発信している「観世音寺」関連の論考について検討を加えたい。

まず、「I 観世音寺の草創」では、『古寺巡礼西国6 観世音寺』（江上栄子・石田琳彰ほか共著、淡交社、1981年、以下、『古寺巡礼』という。）から引用して記述する。

I 観世音寺の草創

1. 古都大宰府

観世音寺は福岡市の南郊、太宰府市観世音町五丁目（旧太宰府町）に所在する。

太宰府町は「人物殷繁にして、天下の一都会なり」と自ら称した古代九州の一大都市大宰府の故地として知られる。（『古寺巡礼』 p 79）

2. 古代九州の主都

太宰府の成立は、一般に536年に現在の福岡市南区三宅付近に置かれたと推定される那津の官家とその前身と考えられており、『古寺巡礼』では、太宰府について次のとおり記す。なお、引用文の漢数字、西暦は洋数字に変更して記す。

太宰府町から筑紫野市にかけての平地に、東西24坊（約2.6キロ）、南北22条（約2.4キロ）の正方形に近い区画に基盤目状に道路を走らせる都市計画がされた。大宰府条坊とよばれるが、ことにその北辺一帯には政府を中心とする諸官衙や観世音寺等が薈を競っていた。こうして建設された大野城・水城・基肆城および周辺の山々に囲まれた内側の都市計画に基づく行政都市は、周囲の防衛網と一体をなし、大宰府都城と通称されている。

大宰府は古代九州の主都であり、行政・軍事の中心であった。同時に、中国・朝鮮の玄関口に位置するその地理的な特質から、新鮮な薫り高い文化の刺戟を最初に受け入れることのできる、文化・宗教の中心でもあった。

（『古寺巡礼』 p 81）

3. 観世音寺の発願と造営

観世音寺の名が歴史上初めて登場するのは朱鳥元年（686）のことであり、その草創はさら

に遡る。『古寺巡礼』は『続日本紀』元明天皇和銅二年二月条の記事を踏まえ次のとおり記す。

戊子朔、詔曰、筑紫勸世音寺、淡海大津宮御宇天皇奉爲後岡本宮御宇天皇誓願所基也、雖累年代、迄今未了、宜大宰・商量充驅使丁五十許人、及逐閑月、差發人夫、專加檢校、早令營作、とあることから、齊明七年（661）に百濟救援のために征西し朝倉橘広庭宮で崩御された母帝齊明天皇の追福の目的をもって、天智天皇が発願されたことが知られる。当然それは齊明天皇の崩御後、・・・<略>・・・天智天皇の在位期間（662～671）中のことであるから、おそらく670年前後の発願と考えられる。さらにこの記事から、伽藍の造営に着手したものの発願から約四〇年を経た和銅二年（709）にいたってもまだ完成していないこと、その建設が国家の庇護のもとに大宰府で行われていること、を合わせてうかがうことができる。

この間の動きを列記すれば、

- ・朱鳥元年（686）観世音寺に封二百戸を施入
 - ・・・筆者注：出典『新抄格勅符抄』大同元年（806）太政官牒「食封部」
- ・大宝元年（701）本年より五年を限って封を停止
 - ・・・筆者注：出典『続日本紀』大宝元年
- ・大宝二年（702）筑前国上座郡の園地四十九町を施入
- ・大宝三年（703）筑前国上座郡伎野、志麻郡加夜郷縄野林、遠賀郡山鹿林東山、筑後国御井郡加駄野等を施入
 - ・・・筆者注：『延喜五年観世音寺資材帳』
- ・大宝四年（704）観世音寺縁起成る
 - ・・・筆者注：「観世音寺縁起」

と数度にわたって官による封戸・水田・園地・山林の施入がみられ、寺の造営費への援助の目的であったとみなされている。とすれば、こうした水田等の施入は和銅四年（711）まで続き、大宰府の建設に一段落がついたとみられる七世紀末から八世紀初めにかけて、工事の進行に拍車がかげられたことがうかがえる。しかしなお完成にはいたらず、養老七年（723）に僧満誓が勅によって造観世音寺別当として派遣され、さらに天平十七年（745）に僧玄昉を派遣して観世音寺の造営に当らせている。こうして天智天皇の発願から約八〇年を経た翌天平十八年に

ようやく落慶法要の日を迎えている。

（『古寺巡礼』 p 82～83）

伽藍の完成に限れば、すなわち実質的な創建は天平十八年（746）をさらに遡る可能性がある。『続日本紀』によれば、天平七年（735）に大宰府官内に疫病が多発し多数の人々が病死したため、部内の神祇に奉幣し、「府大寺及別国諸寺」に金剛般若経を誦経させ、また賑給使を遣わして疫民に湯薬を加えさせた、とある。この府大寺はその性格上観世音寺のことと考えられ、したがって天平七年には寺としての活動が可能の程度に、すなわち伽藍・付属の建物がかなり完成していたことがうかがわれる。それは創建以来今日まで伝わる銅鐘からも推測される。観世音寺鐘と酷似した特徴を有し兄弟鐘といわれる京都妙心寺鐘の鑄造年銘から文武二年（698）ごろの製作時期が求められている。

（『古寺巡礼』 p 84）

注）妙心寺鐘銘

「戊戌年四月十三日壬寅収糟屋評造春米連広国鑄鐘」とあり、観世音寺の鐘銘には「上三毛」とある。妙心寺鐘の鑄造年銘は『三正綜覧』の日付干支計算法から「戊戌年四月十三日壬寅」は文武二年（698）に製作されたことが確認できる。したがって、観世音寺鐘は文武二年前後に（宇佐市の^{かみみつげあがた}膳^{かみみつげあがた}の工房で製作されたことが確認できる。

「戊戌年四月十三日壬寅」の論証は、「東海の古代」第125号掲載の「法隆寺に関して」（石田敬一）を参照されたい。

4. 創建瓦と伎楽具

その創建の老司Ⅰ式瓦はこれまで調査された各地点、講堂・南大門・回廊・大房・小子房推定値・東面築地東外側のどの地点をとっても多量に検出されており、少なくとも伽藍の中枢部においてはそのすべてに使用されたと推測される。つまり、遅くみても八世紀初頭前後の頃には、伽藍は少なくとも瓦葺きの段階まで造営が進行していたといえよう。

（『古寺巡礼』 p 85）

『日本書紀』朱鳥元年（686）四月条に「壬

午、爲饗新羅人等、運川原寺伎樂於筑紫」とある。『古寺巡礼』では、太宰府と観世音寺の関係について次のとおり記す。

川原寺の伎樂を筑紫に運んだことが記されるのみで、観世音寺との関係は明らかでないが、しかし伎樂は寺院における法会に用いられるもので、筑紫に運ばれたことはとりも直さず筑紫の寺院への移送を意味する。さらに時代は降るが、寛弘九年（1012）観世音寺くれがくのかしらとものもろたか吳學頭こうとうつぎのきみたけ伴師高の死にともない、大宰府蕃客所勾当調公武が先例によって吳樂頭に補せられている。吳樂は伎樂のことである。大宰府蕃客所勾当と観世音寺吳樂頭が先例によって兼任されていることは、大宰府の外国使節饗応のための伎樂が観世音寺の専当するところであったことを意味している。（『古寺巡礼』 p 85～86）

5. 伽藍配置

創建期の伽藍の配置は現存する礎石、発掘調査の結果、寺域の中央には講堂と中門が、東に五重塔、西に主軸を南北にとり東面する金堂が配されている。

こうした塔・金堂・講堂・中門・回廊の配置は天智天皇にゆかりの大和の川原寺の伽藍配置によく似ており、観世音式伽藍配置として知られる。川原寺式伽藍配置の簡略型であり、こうした特徴を持つ伽藍配置の例は天智天皇によって創建された近江崇福寺、大宰府と対をなす東北の多賀城の付属寺院多賀城廃寺にみられるにすぎない。（『古寺巡礼』 p 92）

小結

江上栄子・石田琳彰らは、観世音寺の発願を670年前後、伽藍の完成時期を8世紀初頭と指摘している。（つづく）

『隋書』を徹底して読む

東夷伝高麗條（前半）

名古屋市 石田敬一

『隋書』卷八十一・列傳第四十六・東夷伝高麗條（以下『隋書』高麗伝という。）の前半部に

ついて、私なりの読みと解釈を記します。

高麗之先，出自夫餘。夫餘王嘗得河伯女，因閉於室内，為日光隨而照之，感而遂孕，生一大卵，有一男子破殼而出，名曰朱蒙。夫餘之臣以朱蒙非人所生，咸請殺之，王不聽。及壯，因從獵，所獲居多，又請殺之。其母以告朱蒙，朱蒙棄夫餘東南走。遇一大水，深不可越。朱蒙曰：「我是河伯外孫，日之子也。今有難，而追兵且及，如何得渡？」於是魚鱉積而成橋，朱蒙遂渡。追騎不得濟而還。

（中華書局版1820～1821頁）

高麗の先祖、出自は扶余。扶余の王、嘗て河伯の女を得て因りて室内に閉じこめる。日光、隨に之を照らした為、感精し遂に孕み一つの大きな卵を生む。一人の男子有りて殼を破り出でる。名付けて朱蒙と曰う。扶余の臣、朱蒙は人では非ざる所より生まれるのを以てみな咸之を殺すと請うが、王は聴かず。壮健に及び因りて獵に従い獲るところ多きに居りて、また之を殺さんと請う。その母以て朱蒙に告げる。朱蒙、扶余を棄て東南に走る。一つの大水に逢うが深く超えられず。朱蒙曰く「我は是の河伯（黄河の神）の外孫、日の子なり。今、難有りて追兵が及ばんとす、如何にして渡り得るか」

ここに魚やスッポン、積重なり橋を成す。遂に朱蒙は渡る。追騎はわた濟り得ず還る。

『隋書』新羅伝にもあったように、高麗伝においても、日光により卵が産まれるという伝説が語られます。朱蒙は、その誕生経緯から扶余では受け入れられずに扶余から逃げ、河を渡ります。

卵が桃であれば桃太郎伝説、竹であれば竹取物語ですから、日本のおとぎ話は朝鮮半島の伝説と共通性がありそうです。

朱蒙建國，自號高句麗，以高為氏。朱蒙死，子閔達嗣。至其孫莫來興兵，遂并夫餘。至裔孫位宮，以魏正始中入寇西安平，母丘儉拒破之。位宮玄孫之子曰昭列帝，為慕容氏所破，遂入丸都，焚其宮室，大掠而還。昭列帝後為百濟所殺。其曾孫璉，遣使後魏。璉六世孫湯，在周遣使朝貢，武帝拜湯上開府、遼東郡公、遼東王。高祖受禪，湯復遣使詣闕，進授大將軍，改封高麗王。

歳遣使朝貢不絶。

朱蒙は建国し自ら高句麗と号す。高を以て氏と為す。朱蒙、死に、子の閔達嗣ぐ。その孫の莫來に至りて兵を興し遂に夫餘を合併す。

末の子孫の位宮に至り、以て魏の正始中に西安平に入寇す。母丘儉拒ぎて之を破る。位宮の玄孫の子昭列帝と曰う。慕容氏の破る所と為る。遂に丸都に入り、焚その宮室を焚き、大いに掠して還る。昭列帝、後に百濟の殺す所と為る。その曾孫の璉、使いを後魏(北魏、386～534年)に遣す。璉の六世の孫湯、周(北周、556～581年)に在りて使いを遣し朝貢す。武帝、湯を上開府、遼東郡公、遼東王に拜す。隋の高祖禪を受け、湯、復た使を遣り闕に詣す。進めて大將軍を授け、改めて高麗王に封ず。使を遣り朝貢する歳、絶えず。

朱蒙の孫が出自である扶余の国を合併する話は、九州を出発した神武が日本國を建国し、その子孫が九州倭國を合併するという書紀の筋書きとやや似ているような気がします。

北周の武帝、その次の隋の高祖から、続けて高麗王を拜し朝貢を続けることになります。

其國東西二千里，南北千餘里。都於平壤城，亦曰長安城，東西六里，隨山屈曲，南臨涓水。復有國內城、漢城，並其都會之所，其國中呼為「三京」。與新羅每相侵奪，戰爭不息。

其國は東西二千里，南北千餘里。平壤城に都し，また長安城と曰う。東西六里で山に隨い屈曲す。南は涓水に臨む。復た國內城の漢城有。並にその都會の所にその國中を呼びて「三京」と為す。新羅と毎に相侵奪し，戰爭し息まず。

『隋書』倭國伝、舛牟羅國伝や高昌伝における「東西」は、先述のとおり「方」の概念つまり長方形における「東」辺と「西」辺を表し、「南北」は「南」辺と「北」辺を示すことが明らかです。これを四辺・短里方式と名付けましょう。これに対して『舊唐書』高昌國伝では、「東西」を「東から西までの距離」、「南北」を「南から北までの距離」と捉える新しい考え方になっていることを示しました。これを二距・長里方式と名付けましょう。

さて、この『隋書』高麗伝では、果たしてど

ちらの記載方法が採られているのでしょうか。

「方」の概念で「東」と「西」が2千里で、「北」と「南」が千余里の縦長の区域として1里が80mほどの短里とすると、横が千余里ですから80×1.4=110kmほどで、縦が160kmほどです。

四辺・短里方式では、区域として小さすぎるように思います。

二距・長里方式では、1里が430mほどですから横の長さは東西2千里で860km、縦の長さが南北千余里で600kmほどになると思います。



地図に表示すると、概ね、上図に示した黒枠の大きさになり、これは、通説で示される高句麗の国が収まる範囲とと思われますので、『隋書』高麗伝では、新しい「東西」「南北」の表記方式、すなわち二距・長里方式に切り替わっていると考えられます。

となると、『隋書』百濟伝の「其國東西四百五十里，南北九百餘里」についても、四辺・短里方式では小さすぎるようにと思われますので、本誌184号の“『隋書』を徹底して読む”東夷伝百濟條で言及した関連部分について、四辺・短里方式との考えを訂正し、二距・長里方式との考えに改めます。縦が400km、横が200km程度の赤枠で示した区域になり、通説で示される百濟の領土を包括しているように思います。

つまり、『隋書』の中には、四辺・短里方式と二距・長里方式の2種類の表記が混在しているようです。それは倭國伝や舛牟羅國伝のように古い概念である四辺・短里方式に基づき記述されたものか、高麗伝、百濟伝のように新しい概念に基づく二距・長里方式に基づき記述されたものか、その拠り所によって表記が変わると推測します。

愛知にも法興寺があった！

名古屋市 石田敬一

愛知県にも法興寺がありました。

愛知県に所在する法興寺は、豊田市加茂川町本郷23にあります。地図上では本年2月にオープンした新東名高速道路の岡崎サービスエリアのすぐそばの中間山間地です。一般県道341号線沿いの北側の小高いところにあります。

寺号の読み方は「ほっこうじ」のようで、創建は江戸中期ということです。本尊仏である阿弥陀如来立像は、その様式から鎌倉時代後期の制作とされます。制作者は不明ですが、胎内から文永四年（1267年）の奥書がある仏説阿弥陀経巻と印仏が発見されています。法興寺の寺号は、奈良の法興寺だけのものではないのです。

ちなみに、宗派は、真宗大谷派です。現在の飛鳥寺の宗派は真言宗豊山派であり、その後身の元興寺の宗派は真言律宗で、ともに真言宗に属しますので、宗派の上でも関連性は薄そうです。

例会報告（2月14日）

■ 青森県十三湊における興国の大津波

瀬戸市 林 伸禧

十三湖の地形が大きく変わっていることと、『東日流外三郡誌』の数万人の人が亡くなった記述からも、興国の巨大な津波があったのは事実である。産経新聞などが、『東日流外三郡誌』の偽書説の根拠に、この津波がなかったとするのは当を得ていない。

■ 七支刀の倭王、百濟王世子とは誰か

一宮市 竹嶋正雄

石上神宮の七支刀は、百濟国第21代蓋鹵王の弟・昆支王が人質として滞在していた倭国・九州王朝で、倭王興の為に、保護への感謝と百濟国への支援を求めて作製させた物である。

■ 『隋書』を徹底して読む ～東夷伝新羅條～ 名古屋市 石田敬一

冒頭に国の位置を示す記事がある点を始め、新羅は中国の冊封体制下にあったことなど新羅條の記述内容を確認した。

例会の予定

■ 3月例会

(1) 日時 3月13日(日) 13:30～17:00

(2) 場所

名古屋市市政資料館 第1集会室

名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051

(3) 参加料 500円（会員は不要）

(4) 交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
- ・市バス「清水口」、南西徒歩8分
- ・市バス「市役所」、東徒歩8分

(5) 駐車場 市政資料館：12台+α収容(無料)

■ 4月以降の例会日

4月17日(日)、5月15日(日)、6月19日(日)

■ 次の会報誌188号（3月号）への投稿締め切りは、3月31日(木)です。

2016年度会員の募集

会員及び会報誌会員には、毎月の例会の資料の配布を始め、次の特典があります。

1 特典

- ・例会参加料無料(欠席時には例会資料を送付)
- ・会報誌「東海の古代」の配布
- ・論集「古代への碑」の配布
- ・友好団体の会報誌の情報提供

2 年会費 5,000円(会報誌等送料込み)

3 納入期限 **2016年3月13日(日)**

4 振込先

・金融機関：ゆうちょ銀行

・名称：古田史学の会・東海

・店名：二一八

・店番：218

・口座：普通 12993951

5 問い合わせ

・メール furuta_tokai@yahoo.co.jp

・電話&FAX 0561-82-2140

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会で発表する際は資料を20部用意ください。

募集中!